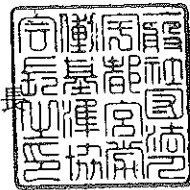


各 位

一般社団法人 宇都宮労働基準協会



「粉じん作業に係る特別教育」の実施について

労働安全衛生関係法令により、屋内での金属の研磨・バリ取り・鋳物作業等の「特定粉じん作業」については、標記特別教育の実施が義務付けられています。じん肺は、粉じんの吸入による不可逆性の疾病でありその予防は非常に重要です。「特定粉じん作業」に従事する従業員はもちろん、粉じん作業に従事している多くの従業員が受講されますよう御案内いたします。

記

- 1 開催日時 令和 6 年 12 月 10 日（火）午前 9 時 15 分受付開始 講習時間 9：35～16：10 予定
- 2 会 場 栃木県護国会館（宇都宮市陽西町 1-37 電話 028-622-3180）
- 3 受講料 12,100 円テキスト代 880 円 合計 12,980 円(いずれも税込)
当協会会員 8,800 円テキスト代 880 円 合計 9,680 円(いずれも税込)
(注) 開催日 1 週間以内のキャンセルは受講料をお返しいたしません。
- 4 申込方法 一般社団法人宇都宮労働基準協会(宇都宮市築瀬町 1958-1 栃木県建設産業会館 4F
電話 028-633-4133FAX 028-633-8507) へ裏面申込書を FAX 送信し、受講料を
申込締切日 12 月 1 日までに当事務所へ現金持参又は口座振込によりお支払いください。
口座振込先
栃木銀行・本店・普通預金・口座番号 2787331・一般社団法人宇都宮労働基準協会
- 5 申込締切 令和 6 年 11 月 26 日（火）
(定員 40 名になり次第締切りとなります。また、申込が少数の場合には開催を中止
いたします。)
- 6 その他
 - ① 受講者には、修了証を交付いたします。所属企業には、受講証明書を交付いたします。申込書の受講者氏名等は楷書で、略字を使わず正確に記入してください。
 - ② 受講対象者は、常時「特定粉じん作業」に係る業務（粉じん障害防止規則 別表第 2 に掲げる作業）に従事する労働者ですが、別表 1 の粉じん作業に従事する労働者も受講できます。
 - ③ 受講当日は、受講票(受講料の納入確認後に交付いたします。)と筆記用具を御用意ください。近隣に飲食店等が少ないため、御弁当等を持参いただくことをお勧めいたします。受講生にお伝えください。

粉じん作業特別教育受講申込書

【FAX;028-633-8507】

一般社団法人 宇都宮労働基準協会 殿

令和 年 月 日

下記の者について受講を申し込みます。

※ 事務局記入欄
※ 事務局記入欄

事業場名(企業名)		
所在地	〒 —	
電話・FAX	電話 ;	FAX ;
担当者職氏名		
事業の種類	製造業 (製造)・鉱業・建設業・その他 ()	
受講者No. (※主催者が記入)	受講者氏名 (ふりがな) 生年月日 (昭和・平成)	住所
No.	() 昭・平 年 月 日	〒 —
No.	() 昭・平 年 月 日	〒 —

キリトリセン

<u>粉じん作業特別教育受講票</u>	
(※事務局が記入)	
第 号	_____ 殿
第 号	_____ 殿
【日時】	令和 6 年 12 月 10 日(火)の 1 日間 9 時 15 分受付開始 9 時 35 分講習開始
【会場】	栃木県護国会館 宇都宮市陽西町 1-37 (028-622-3180)
一般社団法人宇都宮労働基準協会 会長	
近隣に飲食店が少ないため弁当等の持参をお勧めいたします。	

領 収 書	
令和 年 月 日	
_____ 殿	
領収金額	_____ 円也
(内訳)	
(税抜金額合計)	_____ 円)
(適用税率 10%消費税額合計)	_____ 円)
但し、粉じん作業特別教育受講料 _____ 名	
分として (テキスト代を含む。)	
上記の金額正に領収いたしました。	
宇都宮市築瀬町 1958-1	
一般社団法人 宇都宮労働基準協会 会長	
適格請求書発行事業者登録番号	
T8-0600-0500-1303	

【受講料納付の方法】 右記のいずれかを○で囲ってください。現金持参・口座振込 月 日支払予定。
申込締切日(11月26日(火))までに納入をお願いします。入金確認後に受講票、領収書を送付いたします。